

(別紙様式)

那経商第272号
令和7年11月25日

沖縄県知事 玉城 康裕 様

那覇市長 知念 覚
(公印省略)

大規模小売店舗立地法に基づく意見(回答)

令和7年8月7日付け商中第350号にて照会の件について、下記のとおり意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグストアモリ具志店
所在地 那覇市字具志宇知座原892番1

2 意見

当該地は整備中の那覇市道具志73号に隣接しており、供用開始後には市道利用車両数が増加することが想定できるため、一般車両の駐車場入庫は左折を原則とし、市道上で右折による入庫待ちの列が生じて渋滞とならないように交通整理員による誘導が必要と考えます。

※大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項」について、「指針」に基づき意見を記載してください。なお、意見を述べるに至った合理的理由も記載してください。